

第 2 3 9 回理事会報告

本日、9月7日(金)午前 10 時 30 分より、霞が関東京會館において当協会の理事会を開催し、下記事項について審議の結果、以下のとおり決定いたしました。

1 . 役員交代について

副理事長の中野 淳一氏(野村不動産株 相談役)の逝去にともない、鈴木 弘久 氏(野村不動産株 取締役社長)が理事に選任され、あわせて副理事長に就任いたしました。

2 . 入会について

株式会社NIPPONコーポレーション(東京都中央区 代表取締役社長 林田 紀久男)は9月7日付けで、ナイス株式会社(横浜市鶴見区 代表取締役社長 平田 恒一郎)は10月1日付けで、当協会への入会をそれぞれ承認いたしました。

当協会の会員であったナイス株式会社が持株会社(すてきナイスグループ株式会社)の体制に移行し、事業を承継する 100%子会社のナイス株式会社が入会するものです。この結果、当協会の会員数は、203 社となりました。

3 . 平成 2 0 年度税制改正に関する要望について

来年度税制改正について、税制委員会等においてとりまとめた要望案を審議、承認するとともに、要望書を与党税制調査会等関係方面に提出することを決定いたしました。

要望は、内需主導型の持続的な経済成長に向け、住宅、不動産市場の活性化が不可欠のため、不動産の流動化・有効利用と住宅投資の促進及び居住水準向上の一層の推進を目指すものであります。項目は次のとおりです。

(1) 不動産の流動化・有効利用等の促進税制

土地の登録免許税の軽減税率特例の延長

建物に係る不動産取得税の軽減税率の経過措置の延長

Jリート等の登録免許税の軽減税率の延長

地域活性化ファンド投資支援税制等の創設

既成市街地の再編に資する不動産取得税の特例措置の拡充

不動産を信託した法人が信託期間中に法人の分割等を行った場合の信託財産の返還に伴う不動産取得税の非課税措置の創設

(2) 住宅投資の促進及び居住水準の向上

相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与に係る特例措置の拡充・延長

住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の拡充・延長

新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長

住宅・事業用建築物の耐震改修促進税制の見直しと延長

住宅の長寿命化促進税制の創設

省エネ改修促進税制の創設等

以 上